

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度人件費率
4年度	114,180 人	56,732,143 千円	3,322,834 千円	8,310,124 千円	14.6 %	15.9 %

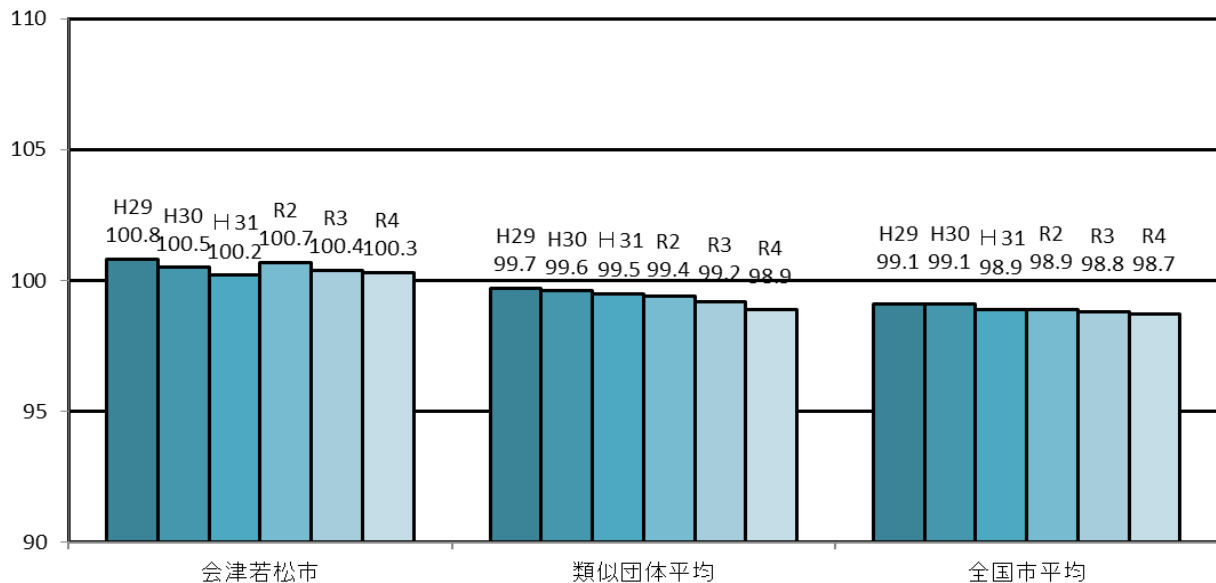
1. (注) 住民基本台帳人口は、令和5年1月1日現在の人数です。

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	922 人	3,419,278 千円	708,690 千円	1,308,538 千円	5,436,506 千円	5,896 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 (注) 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

④給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○給料表の見直し－実施済み

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

○その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	43.4歳	327,600円	353,194円
国	42.4歳	322,487円	404,015円

【技能労務職】

区分	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	55.9歳	37人	356,900円	370,220円
うち清掃職員	55.6歳	18人	349,900円	365,284円
うち学校給食員	58.9歳	3人	347,100円	349,539円
うち用務員	51.0歳	3人	376,700円	388,275円
うち自動車運転手	56.9歳	9人	368,800円	381,419円
その他	56.6歳	4人	353,700円	368,683円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

② 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	196,100円	196,100円	185,200円
	高校卒	157,900円	162,400円	154,600円
技能労務職	高校卒	157,900円	160,400円	151,900円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	287,906円	323,356円	372,300円
	高校卒	236,200円	281,900円	310,300円
技能労務職	高校卒	－円	－円	－円

※ 技能労務職の経験年数10年、15年、20年については、対象者なし。

(3) 昇給への勤務成績の反映状況

- ① 昇給の実施時期
令和5年1月1日
- ② 勤務成績の証明
所属長が過去1年間の勤務成績を判定し証明します。
- ③ 昇給への勤務成績の反映状況

【一般行政職】

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分として、①区分が33名(5.9%)、②区分が87名(15.5%)、③区分が432名(76.9%)、④区分が7名(1.2%)、⑤区分が3名(0.5%)の決定となりました。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含まれます。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (令和4年度普通会計) 1,434千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,622千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.95月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.95月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は再任用職員に係る支給割合です。

(注) 2 一般行政職の職員には各行政委員会の職員も含まれます。

② 退職手当の状況 (令和5年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 国
1人当たり平均支給額(4年度) 自己都合 7,162千円 勸奨・定年 21,047千円	— —
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績（令和4年度普通会計決算）	192,300 円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	7,122 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	2.93%
手当の種類（手当数）	5種類

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	回収1体又は焼却1回につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	処理1体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	日額 300 円

④ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（令和4年度普通会計決算）	407,947 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	487 千円
支給実績（令和3年度普通会計決算）	391,529 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	475 千円

⑤ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との同異	国との制度と異なる内容	支給実績（令和4年度普通会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当		①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○子 一人につき 10,000 円 ・特定期間加算 5,000 円 ○子以外 6,500 円 ○子以外（対象職員が部長相当職の場合） 3,500 円	
	同		87,809 千円	249,677 円

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との同異	国との制度と異なる内容	支給実績(令和4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
住居手当		自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額28,000円)・・・ 11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	48,610千円	307,656円
通勤手当		① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	55,065千円	90,129円
単身赴任手当		官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円~70,000円	
	同		-千円	-円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の職員 84,600円 ・副部長相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	60,546千円	729,470円
休日勤務手当		祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
	同		12,613千円	27,125円
夜間勤務手当		正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
	同		-千円	-円
宿日直手当		宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円	
	異	特別の宿日直手当を支給	-千円	-円
寒冷地手当		基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
	同		50,809千円	63,116円
災害派遣手当		災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円~6,620円	
	同		-千円	-千円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市 長	937,000 円		
	副市長	752,000 円		
報酬	議 長	514,000 円		
	副議長	477,000 円		
	議 員	447,000 円		
期末手当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副市長	3.20 月分		
退職手当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副議長	3.25 月分		
	議 員			
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×46/100	20,688,960 円	任期毎
		給料月額×在職月数×30/100	10,828,800 円	任期毎

- (注1) 給料月額について、市長は、令和5年1月1日から令和5年8月6日までは、468,500円。副市長は、令和5年1月1日から令和5年7月31日までは、526,400円。
- (注2) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額。
- (注3) 令和4年12月19日から令和5年8月6日までに、市長に対して支給する退職手当の額は、上記支給額に100分の50を乗じて得た額とする。

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

ア 職員給与費の状況

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B/ A
4 年度	千円 2,736,454	千円 507,328	千円 224,927	% 8.22

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 68,582 千円を含まない。

	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/ A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
4 年度	人 37	千円 140,882	千円 22,919	千円 36,971	千円 200,772	千円 5,426

(注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。(千円未満四捨五入)

(注) 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
316,014 円	370,210 円	41.03 歳

ウ 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

水道事業	(参考) 普通会計
1人当たり平均支給額(4年度) 1,461 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,431 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.175 月分)	(3年度支給割合) 期末手当 2.35 月分 (1.30 月分)
勤勉手当 1.95 月分 (0.95 月分)	勤勉手当 1.90 月分 (0.95 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合である。

退職手当の状況(令和5年4月1日現在)

水道事業	(参考) 普通会計
1人当たり平均支給額(4年度) 自己都合 0 千円 勸奨・定年 23,886 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 自己都合 7,162 千円 勸奨・定年 21,555 千円
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	- 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	- %		
手当の種類（手当数）	4 種類		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務につきそれぞれ1回 800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行による生じうる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

時間外勤務手当

支給実績（4年度水道事業会計）	9,564千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	281千円
支給実績（3年度水道事業会計）	12,004千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	353千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	支給要件及び支給単価	会津若松市職員との同異	会津若松市職員との制度となる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	同	○子 一人につき 10,000円 ・特定期間加算 5,000円 ○子以外 6,500円 ○子以外（対象職員が局長相当職の場合） 3,500円	3,808千円	253,881円
住居手当	①自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合	同	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額－9,500円 ・月額20,500円を超える家賃（支給限度額28,000円）・・・ 11,000円＋（家賃月額－20,500円）×1/2	1,888千円	314,633円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	同	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	3,029千円	84,138円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給	同	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	－千円	－円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	同	・局長相当職の職員 84,600円 ・副局長相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	2,352千円	784,000円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	31千円	15,660円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	－千円	－円

宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき 4,200円	同		-千円	-円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同		2,278千円	63,283円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円～6,620円	同		-千円	-円

② 下水道事業

ア 職員給与費の状況

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B/A
4年度	千円 3,292,885	千円 395,879	千円 174,137	% 5.29

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費62,790千円を含まない。

	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
4年度	人 28	千円 125,861	千円 22,930	千円 32,769	千円 181,560	千円 6,484

(注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。(千円未満四捨五入)

(注) 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
337,207円	413,389円	46.75歳

ウ 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

下水道事業		(参考) 普通会計	
1人当たり平均支給額(4年度)	1,649千円	1人当たり平均支給額(4年度)	1,431千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.175月分)	勤勉手当 1.95月分 (0.95月分)	(4年度支給割合) 期末手当 2.35月分 (1.30月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合である。

退職手当の状況(令和5年4月1日現在)

下水道事業		(参考) 普通会計	
1人当たり平均支給額(4年度)		1人当たり平均支給額(4年度)	
自己都合	0千円	自己都合	7,162千円
勸奨・定年	0千円	勸奨・定年	20,844千円

(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		0%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務につきそれぞれ1回 800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

時間外勤務手当

支給実績（4年度下水道事業会計）	11,814千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	454千円
支給実績（3年度下水道事業会計）	13,428千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	516千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	支給要件及び支給単価	会津若松市職員との同異	会津若松市職員との制度異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	同	○子 一人につき10,000円 ・特定期間加算5,000円 ○子以外 6,500円 ○子以外（対象職員が局長相当職の場合）3,500円	4,032千円	252,813円
住居手当	①自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合	同	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額－9,500円 ・月額20,500円を超える家賃（支給限度額28,000円）・・・11,000円＋（家賃月額－20,500円）×1/2	1,453千円	285,075円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	同	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	2,284千円	86,750円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給	同	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	－千円	－円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	同	・局長相当職の職員84,600円 ・副局長相当職の職員66,400円 ・課長相当職の職員54,000円 ・総務主幹の職の職員45,700円	1,296千円	648,000円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	－千円	－円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	－千円	－円

宿日直 手当	宿直又は日直勤務に従事 した場合に支給	勤務 1 回につき 4,200 円	同		— 千円	— 円
寒冷地 手当	基準日（毎年 11 月から翌 年 3 月までの各月の初 日）において、支給対象地 域に在勤する職員に支給	基準日における地 域の区分及び職員 の世帯等の区分に 応じた定額	同		1,869 千円	71,869 円
災害派 遣手当	災害応急対策若しくは災 害復旧又は国民の保護の ための措置の実施等のた めに、職員の派遣を求め受 けたときは、当該職員に対 して手当を支給	公用施設等を利用 1 日 3,970 円 その他の施設 滞在する期間に より 1 日につき 5,140 円～6,620 円	同		— 千円	— 円